職場の労働問題でお困りの方へ ~労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介~

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。



機関∙団体名	滋賀 労働局	滋賀県 労働相談所	滋賀県 労働委員会	滋賀 弁護士会	滋賀県 社会保険 労務士会	法テラス 滋賀	大津地方 裁判所 (民事部)
相談	P2 P3	P4	P5	Р6	P7	P8	-
紛争解決制 度を利用する	P2 P3	-	P5	Р6	P7	-	P9 (簡易裁判所)
裁判制度を利用する	-	-	-	-	-	-	Р9

~ 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 ~

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	滋賀労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 大津市打出浜 14番 15号 滋賀労働総合庁舎 4階 Tel 077-522-6648	相談	【制度概要】 解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、お受けいたします。 総合労働相談コーナーが所掌しない事項についての相談は、担当部署をご案内します。
			【費用】 無料
	大津労働基準監督署		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
	総合労働相談コーナー 大津市打出浜 14番 15号 滋賀労働総合庁舎 3階 TEL 077-501-3976		【相談日時】 月曜日~金曜日 9:00~12:00 13:00~16:30 ※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁。
滋賀労働局	彦根労働基準監督署 総合労働相談コーナー 彦根市西今町 58-3 彦根地方合同庁舎 3階 Tel 0749-22-0654	滋賀労働局長に よる助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者 に、その問題点を指摘し、解決の方向を示すこと により、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進す る制度です。 ※この制度は自主的な解決を促すもので、当事者 に措置の実施を強制するものではありません。 【費用】 無料
	東近江労働基準監督署 総合労働相談コーナ8-14 限 0748-41-3363	滋賀紛争調整委員会によるあっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者の間に公平・中立な第三者として、労働問題の専門家(弁護士等)である「あっせん委員」が入り、双方の主張を聞き、問題点を整理しながら、自主的な解決が図られるよう調整し、紛争の解決を図る制度です。 紛争当事者間で合意に至った場合は合意の効力をもちます。 あつせん手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーは保護されます。 なお、相手方があっせんに参加しなかった場合やあっせんが合意に至らなかった場合、手続きは終了となります。 ※各労働基準監督署の相談コーナーでは、申請書の受付のみ行います。

大津市打出浜 14番 15号 法質労働総合庁舎 4階 16 16 16 16 17 16 18 18 18 18 18 18 18		問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
(制度概要)	賀	滋賀 伊 15 音 15 階		【制度概要】 左記の法律に関する以下のようなご相談をお受けします。左記の法律に関する以下のようなご相談をお受けします。 ・職場における男女差別的取扱い ・結婚、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いやマタニティハラスメント ・育児・介護休業制度等の利用について(不利益取扱いやハラスメントを含む) ・パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇 ・パワーハラスメント※ ・派遣労働者と派遣先の正社員との均等・均衡待遇 ・障害者に対する差別、合理的な配慮 など 【費用】 無料 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜日~金曜日 8:30~17:15
滋貨紛争調整委員会 による調停 当事者間で調停案に合意した場合、 調停案は民事上の和解契約効力を持ち なお、相手方が調停に参加しなかっ	働	滋賀労働局 職業安定部 職業対策課 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階 Tel 077-526-8686 「障害者雇用促進法に関すること	紛争解決の援助 (助言・指導・勧告) 滋賀紛争調整委員会	【制度概要】 労働者と事業主との間に生じた左記の法律に関わる民事上の労使紛争について、労働局が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、必要な助言等を行うことにより紛争解決を援助する制度です。 この制度は自主的な解決を促すもので、当事者に措置の実施を強制するものではありません。 【費用】 無料 【制度概要】 労働者と事業主との間に生じた左記の法律に関わる民事上の労使紛争について、労働問題の専門家(弁護士等)である「調停委員」が紛争当事者双方から事情を伺い、紛争解決のための調停案を作成」、当事者双方に調停家の受諾を制造する

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀県労働地	問い合わせ先 滋賀県労働相談所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 TEL0120-967164 077-511-1402 (所管:滋賀県商工 観光労働部労働雇用 政策課)	利用できる制度	制度概要等 【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 【費用】 無料 【相談方法】 電話又は面談。
働相談所	【特長】フリーダイヤルによる無料相談		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		労働委員会委員	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、 パワハラ等、労働に関する様々な問題について、 労働委員会の公益委員(弁護士等)、労働者委員 (労働組合役員)、使用者委員(企業役員等)が 三者一組となって相談に応じます。 【費用】 無料
	滋賀県	による相談	【相談方法】 面談(要予約 077-528-4473)
滋	労働委員会 大津市京町 4-1-1 1⊾077-528-4473		【相談日時】 毎月第4金曜日 14:45~17:00 (10月は、第4金曜日も含め毎週1回程度開催 します。開催日時については労働委員会事務局 (Tel077-528-4473)までお問い合わせください。)
公賀県労働委員会	【特長】 一分 一分 一分 一分 一一十分 一十分 一十分 一十分 一	個別的労使紛争のあっせん	【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、労働者委員、労働者委員の三者構成のあっ世ん委員が、当事者双方の主張を聴いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りをします。 あっせん委員による、懇切丁寧なが、おいるがの改善によるができます。 あっせん委員によるができます。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思をがが「あっせん」が低く合意ができます。 ※労働組合と事業主との間の労働争議については、労労働委員会の集団的労使紛争のあっせん、調停、仲裁またできます。 【費用】 無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	滋賀弁護士会 大津市梅林 1 丁目 3 番 3 号 TEL 077-522-2013	相談	【制度概要】 労働者の方向けの相談を実施しています。 労働相談を弁護士に相談されたい方は、滋賀 弁護士会へお電話ください。 「労働者相談の申し込み」であることを電話 予約の際に伝えて下さい。
			【費用】 初回無料 ただし、法テラスの民事法律扶助制度を利用 する場合があります。 いずれにしても相談者の方に相談料はかかり ません。
			【相談方法】 面談 〔要予約 Tel 077-522-3238〕 相談場所は、基本的に担当弁護士の事務所に なります。
滋賀弁護	(相談予約用番号) TeL077-522-3238		【受付日時】 受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~16:00 (土・日・祝日休業。弁護士会館の開館時間 に準じる。)
6士会	【特長】 法律の専門家。 民事裁判への 移行も含めて 総合的に対応。	相談	労働者相談以外の法律相談(交通事故相談や 民事一般相談等)も実施しています。(月2回 休日相談もあります。) 内容により、相談料金・相談日・相談場所が 異なりますので、弁護士会へお問い合わせくだ さい。 要予約 [LL 077-522-3238 又は、滋賀弁護士会HPからネット予約]
		滋賀弁護士会和解 あっせんセンター によるあっせん ※会館改修工事の関係	【制度概要】 和解による解決が可能な民事事件について、 滋賀弁護士会所属の弁護士が、紛争当事者の仲介人(あっせん人)となり、迅速かつ適切な紛争 の解決をお手伝いします。 なお、弁護士に相談し、弁護士からの紹介状 を得なければ、あっせん手続の申し立てはでき ません(法律相談前置)。
		で、2025 年 11 月〜当面 の間、新規の申し立て は受理できません。	【費用】 申立手数料 11,000円(内消費税 1,000円) 成立手数料 解決額に応じた額(詳細は、滋賀 弁護士会にお尋ねください)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀県社会保険労	滋賀県 社会保険労務士会 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 TEL077-526-3760	相談	【制度概要】 解雇、時間外労働手当、パワハラ・セクハラなどの労使間トラブルについて労使双方からご相談いただけます。 実務経験豊富な社会保険労務士が対応します。 【費用】 無料 【相談方法】 面談 電話・FAXにより要予約 電話 077-526-3760 (月〜金の祝日を除く9:00~17:00) FAX 077-526-1800 (24 時間受付 後日返答) 【相談日時】 毎週土曜日 午後1時〜午後5時 (年末年始除く)
) 晚労務士会	【特長】 労働問題の専門家。相談は土曜日に実施。	社労士会労働紛 争解決センター 滋賀によるあっ せん	【制度概要】 当事者の間に専門的知見と経験を持つ第三者 (あっせん委員)が入り、和解の仲介を行うことで紛争の円満な解決を図る制度です。 ・ 和解が成立すると和解契約書を作成します。 ・ 手続きは非公開で関係者のプライバシーは完全に保護されます。 ・ あっせん委員は、裁判外紛争解決の特別研修を受け試験に合格した特定社会保険労務士が務め、公正・中立な立場で解決にあたります。 【費用】 申立費用 11,000円(内消費税1,000円) (当分の間、無料にて受付中)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター滋賀地方事務所(法テラス滋賀)	法 大津大郎 フス津三 フスル 1 年 フスル 1 年 フスル 2 1 年 フスル 3 1 年 フィ 3 1 年	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。
			【費用】 無料 【利用方法】 電話又は来所
			【受付日時】 ●法テラス滋賀 平日9:00~17:00 (土曜日・日曜日、祝日休業) ●サポートダイヤル 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (日曜日、祝日休業)
			【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断 は行っていません。 地方事務所においては社会福祉士の有資格者 など窓口対応専門職員等による対応、サポート ダイヤルにおいてはオペレーターによる対応と なります。
		民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。
			【費用】 法律相談は無料
			【利用方法】 面談及び電話相談(予約制)
			【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 弁護士等を活用して裁判や労働審判等を行う場合、利用できます。

	問い合わせ先	利用できる制度
		【各手続の概要】 ● 民事調停手続(簡易裁判所) 調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。
	大津地方裁判所民事部 大津市京町 3-1-2 1±077-503-8146	● 少額訴訟手続(簡易裁判所) 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。
	大津簡易裁判所 大津市京町 3-1-2 077-503-8182 (調停係)	事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない 事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うこと ができます。
裁	大津地方裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所 彦根市駅東町 1-13 0749-44-8010	● 労働審判手続(地方裁判所) 労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2 名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。
判	大津地方裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所 長浜市南呉服町 6-22	事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続(簡易裁判所・地方裁判所) 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的
所	0749-62-0240 高島簡易裁判所 高島市今津町住吉 1-3-8	に判決等によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。
	0740-22-2148 甲賀簡易裁判所 甲賀市水口町水口 5675-1	厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。
	9748-62-0132 東近江簡易裁判所 東近江市八日市緑町 8-16	【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。 手数料の金額は、手続の種別や請求する金額により異なります。
	0748-22-0397	【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用 リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相 談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

問	合わせ先	住 所	電話番号
	雇用環境・均等室	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 4 階	(総合労働相談コーナー) O 7 7 — 5 2 2 — 6 6 4 8 O 7 7 — 5 2 3 — 1 1 9 0
滋賀労働局	職業安定部需給調整事業室	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階	077-526-8617
	職業安定部職業対策課	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階	077-526-8686
大津労働基 総合労働	準監督署 相談コーナー	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 3 階	077-501-3976
彦根労働基 総合労働	準監督署 相談コーナー	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654
東近江労働 総合労働	基準監督署 相談コーナー	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3363
滋賀県労働	相談所	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階	0120-967164 077-511-1402
滋賀県労働委員会		大津市京町 4 - 1 - 1	077-528-4473
滋賀弁護士会		大津市梅林1丁目3番3号	O 7 7 - 5 2 2 - 2 O 1 3 (相談予約) 0 7 7 - 5 2 2 - 3 2 3 8
滋賀県社会保険労務士会		大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階	077-526-3760
法テラス滋賀		大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル5階	0570-078374 0570-078339
大津地方裁	判所(民事部)	大津市京町 3 - 1 - 2	077-503-8146
大津簡易裁判所(調停係)		大津市京町 3 - 1 - 2	077-503-8182
大津地方裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所		彦根市駅東町1-13	0749-44-8010
大津地方裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所		長浜市南呉服町6-22	0749-62-0240
高島簡易裁判所		高島市今津町住吉1-3-8	0740-22-2148
甲賀簡易裁判所		甲賀市水口町水口5675-1	0748-62-0132
東近江簡易	裁判所	東近江市八日市緑町8-16	0748-22-0397



もう私だけでは 解決できない。

職場のトラブルは、私たちが解決のお手伝いをいたします。



(R7.10)